

「短時間正社員」の可能性

【参考】 https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/tayou/pdf/tayou_jirei.pdf

厚生労働省から、「多様な正社員制度」取組事例集が公開されています。今回はその中でも、いわゆる短時間正社員制度*のメリット等を見てみましょう。

*新たに雇用管理区分を設ける方法と設けない方法がありますが、ここでは双方をまとめています。

離職防止しつつ、人手不足も解消

株式会社両備ヘルシーケア（岡山県、医療・福祉）では、週20時間を下限として、1日の勤務時間と週の勤務時間を選択できる制度を導入したところ、**正社員の離職率が約20%から10%以下に下がった**そうです。

【株式会社両備ヘルシーケアの短時間正社員概要】 ※同事例集24頁より作成

職務内容等	フルタイムの正社員と同じ
転勤の有無	転換前と同じ
労働時間	勤務日は各月のシフト調整時に決定。夜勤や土日祝日等の勤務は配慮するが、免除対象ではない。
賃金	勤務時間で按分して支給。通勤手当など勤務時間に応じた負担の違いがないものは全額支給。
昇給、昇格	フルタイムの正社員と同じ（法令で常勤が義務付けられている管理者等を除く。）
教育訓練	フルタイムの正社員と同じ



また、株式会社アピリッツ（東京都、情報通信）では、同様に週24時間まで勤務時間を短縮できる制度を導入しましたが、**人手不足等は生じていない**そうです。離職防止の効果が、時短による労働力減少を上回っているのかもしれません。

労務上の注意点

他にも、短時間正社員制度は、**非正規社員の正社員転換後の受皿になり得る**等メリットがありますが、注意点もあります。次のチェックリストで確認してみましょう。

☐	労働時間等の限定について、労働条件通知書等で明示している	☐	非正規社員も制度利用でき、通常の正社員にも再転換できる
☐	賃金、昇格等において、通常の正社員と短時間正社員との間でバランスが取れている	☐	短時間正社員にも教育訓練機会を提供している
☐	制度の設計・導入・運用にあたって、社員へ情報提供し、社員からの意見を募集している	☐	制度適用にあたって、勤怠システムへの反映等、スケジュールに余裕を持たせている

特に、労働条件の明示や、通常の正社員とのバランスは、労使間の紛争予防のためにも重要です。**勤怠システムへの反映は、上手くできていないと、賃金の未払にも繋がりがねません。**なるべく全てに☑がつくよう、専門家の手も借りながら、丁寧に制度構築すると良いでしょう。



おしながき

- ▶「短時間正社員」の可能性 … P 1
- ▶2025年度の税制改正 … P 2～P 3
- ▶19～23歳未満の健康保険の扶養要件が150万円に … P 3
- ▶情報管理はより厳重に
— AIと採用 —
- ▶スタッフ紹介 … P 4

7月・8月の労務・税務

- 7月10日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
 - 社会保険料の算定基礎届
 - 労働保険の年度更新申告納付
- 7月15日
- 高年齢者・障害者の雇用状況報告書の提出
- 7月31日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出
- 8月12日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 9月1日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 個人事業税の納付

サト一休業日のお知らせ

- 夏季休暇
令和7年8月15日（金）
- 全社研修
令和7年9月5日（金）

2025年度の税制改正①

※注意※ 当記事は、所得金額ではなく、給与収入金額に統一して記載しております

所得税に関する主な改正内容

2025年度は税制改正が行われ各種税金の制度が変わります。今回は給与計算上対応が必要となる所得税に係る改正内容をご案内します。特に年末調整時の所得税額に係る大きな変更があるため、従業員から質問があった場合に備えて、基本的な内容は押さえておきましょう。



本人の控除に係る見直し	①基礎控除の見直し	一律48万円 → 所得金額に応じて58万円～95万円
	②給与所得控除の見直し	最低保証額55万円 → 65万円
	③特定親族特別控除の創設	19歳～23歳の親族の所得に応じた控除（最大63万円）
扶養親族に係る見直し	④扶養親族等の所得要件の改正	収入103万円以下 → 123万円以下（扶養親族の場合）

法改正は年末調整から適用されるため、11月までの給与計算時の源泉徴収事務に変更は生じません。

①基礎控除と②給与所得控除の見直し：103万円の壁→160万円の壁

基礎控除額			
合計所得金額（給与収入）	改正前	令和7～8年	令和9年～
200万3999円以下	48万円	95万円	
200万4000円～475万1999円以下		88万円	58万円
475万2000円～665万5556円以下		68万円	
665万5557円～850万円以下		63万円	
850万円超～2545万円以下		58万円	

令和7年・8年の2年間は基礎控除は、物価上昇等の社会的情勢を踏まえて、段階的な控除額となります。

基礎控除と給与所得控除の違い

基礎控除

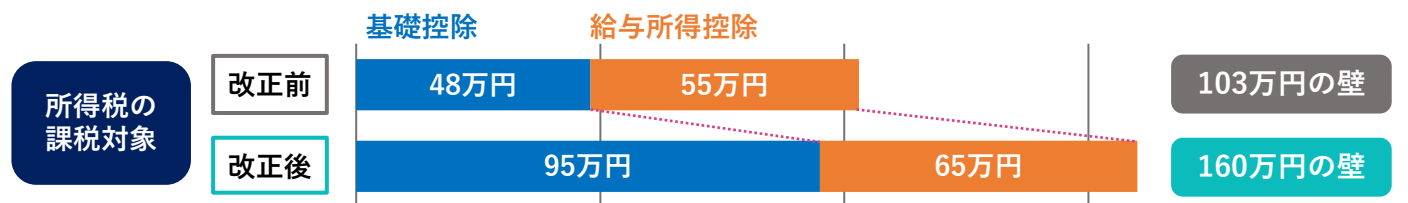
所得（給与にかかわらず）がある場合に、所得に応じて総所得金額から引くことができる控除

給与所得控除

雇用され、給与による所得がある場合に、収入に応じて総所得金額から引くことができる控除

給与所得控除		
給与収入	改正前	改正後
162万5000円以下	55万円	65万円 ※190万円以下は一律
162万5000円超～180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超～190万円以下	収入金額×30%+8万円	
190万円超～360万円以下		
360万円超～660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超～850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超～	195万円（上限）	

基礎控除と給与所得控除の見直し内容を合わせて考えると、所得税の課税が発生する収入として今までは103万円がラインとなっており、103万円の壁といわれていましたが、今後は160万円が新たな壁となります。

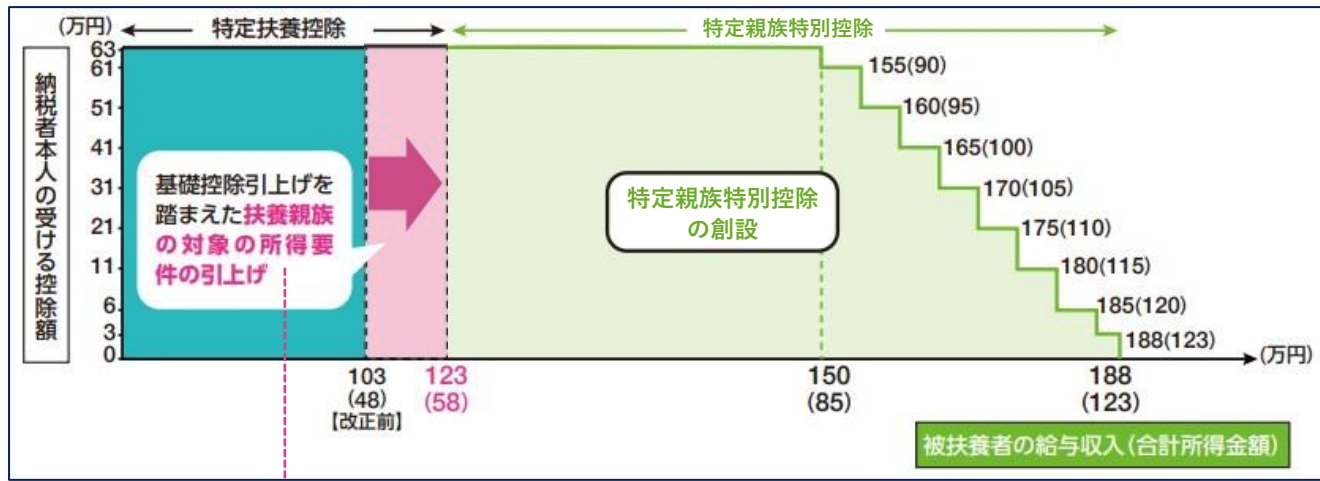


2025年度の税制改正②



③特定親族特別控除の創設：103万円の壁→150万円の壁

19歳～23歳未満の特定親族については、**特定親族特別控除の創設により給与収入150万円以下で63万円控除され、150万円を超えて188万円までは段階的な控除を受けることができますようになります。**



④扶養親族等の所得要件の改正：103万円の壁→123万円の壁

基礎控除引上げに伴い、扶養親族等が控除対象となる要件が変更となります。一般的な扶養親族は今まで103万円の壁の範囲であれば扶養控除の対象でしたが、**今後は123万円が新たな壁**となります。

扶養親族等の区分	控除の対象となる給与収入の要件	
	改正前	改正後
・扶養親族 ・同一生計配偶者 ・ひとり親の生計を一にする子	103万円以下	123万円以下
・配偶者特別控除の対象の配偶者	103万円超～201万円6000円未満	123万円超～201万円6000円未満
・勤労学生	130万円以下	150万円以下

19~23歳未満の健康保険の扶養要件が150万円に

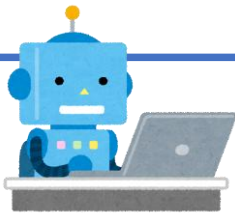


2025年10月施行に向けた改定案が公表

19歳～23歳未満の扶養親族については、上記の税制改正における特定親族特別控除の創設により、150万円まで上限の63万円控除が受けられるようになったことに伴い、**健康保険の扶養対象となる年間収入の要件も130万円→150万円に引き上げる**旨の改正案が公表されています。

健康保険の扶養要件 (年間収入)	改正前	改正後
19歳～23歳未満の被扶養者	130万円以下	150万円以下

現在パブリックコメントの募集期間は終了しており、現時点で完全に確定している内容ではありませんが、2025年10月から施行予定となっています。



情報管理はより嚴重に -AIと採用-

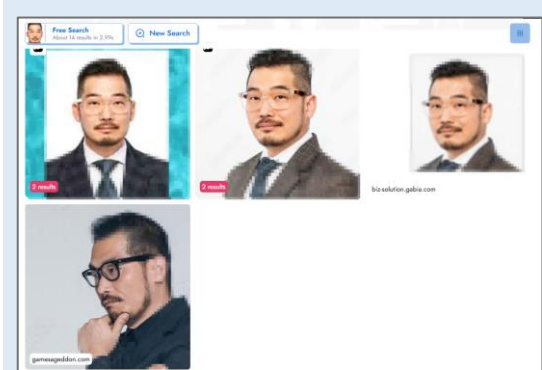
ポイント

- ✓ AIを活用した情報収集が流行
- ✓ 企業側も求職側も、自らの情報がいつどこで収集・要約されているかわからない世界に
- ✓ 発信内容をAIが要約して勝手に重みづけする、不用意な情報発信には要注意

AI技術の進化にともない、様々な場面でAIの利活用が進んでいます。端的な回答文を生成するチャットボット形式のAIだけではなく、画像から同一人物を抽出するAIも登場しています。

企業・求職者双方がAIを活用して情報を収集するようになり、インターネット上にある情報は、常にAIによって要約されていると**いって過言ではない**時代になりつつあります。

人事担当者だけではなく、社員のふとした一言がAIによって抽出され、画像検索によって所属を特定され、より信頼度の高い情報として扱われてしまう危険性があり、企業はこれまで以上に情報管理・発信について注意を払う必要があるといえます。



アップロードされた顔画像から同一人物を高精度に探す検索サービスも登場している
(画像はフリー素材を使用しています)

NewFace

スタッフ紹介



給与チーム

たなか なぎさ

田中 渚

血液型
趣味

A型
読書
映画

Message

はじめまして。5月に入社した田中渚と申します。
前職では、自社の労務等の対応を行っていました。
少しでも早く業務に慣れ、お客様のことをしっかりと理解して、お役に立ちたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

Welcome on board!

固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。
事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時（令和7年5月31日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより

検索



Facebookも更新中です！

社会保険労務士法人サトー(採用)



サトー

社会保険労務士法人サトー

SOCIAL INSURANCE & LABOR CONSULTANT.

〒730-0037 広島県広島市中区中町 7-41 広島三栄ビル 8F
URL: <http://www.sato-co.jp> E-mail: sato@sato-co.jp